

パブリックコメント制度

むつ市こども計画（案）について

【意見募集期間】

令和8年9月25日（金）～令和8年10月23日（金）

【お問い合わせ先】

むつ市こどもみらい部子育て支援課

電話 0175-22-1111（内線 2526）

パブリックコメントにあたって

市では、これまで、当時の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「むつ市子どもの貧困対策推進計画」や子ども・子育て支援法に基づく「むつ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもが心身ともに健やかに育つための各種取組を推進してきました。

このたび、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、市町村は国のこども大綱及び県のこども計画を勘案しながら、こども施策を総合的に推進するための市町村こども計画の策定が努力義務化されました。

本市でもこのような動向を踏まえ、こども施策の総合的な計画となる「むつ市こども計画」を策定します。

本計画（案）に対するご意見を募集します。

【目次】

■むつ市こども計画（案）の概要	1 頁
■意見の提出方法	3 頁
■パブリックコメント用紙	4 頁

■むつ市こども計画（案）の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化等を背景に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。また、核家族化や共働きが増える中で子育て世帯の負担は増加し、こどもの貧困、児童虐待、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く環境は、複雑化しています。

このような現状を踏まえ、こどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を社会全体で総合的に実施していくために「こども基本法」が令和5年4月に施行され、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すという政府の方針が明確に示されました。

本市では、これまで、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、5年ごとに必要な見直しを行いながら、令和7年に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもが健やかに成長できる社会を目指してきました。

このような中、近年のこどもを取り巻く環境の変化や、国や青森県のこども施策の動向等を踏まえ、すべてのこども・若者の権利が守られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに生活できるようにするため、本市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進する「むつ市こども計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画であり、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画及び少子化対策に関する施策を含む総合的な計画として位置付けます。

本計画策定にあたっては、国の「こども大綱」及び「青森県こども計画」を勘案し、本市の「むつ市総合経営計画」及び関連する各分野別の個別計画等との整合を図り策定します。

3. 計画の構成

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の対象

第2章 本市の現況

1. 人口動態
2. 少子化の動向
3. 保育環境・教育環境の状況
4. こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況
5. 各種調査からみる本市の現状
6. 現状からみられる本市が抱える課題

第3章 計画の基本理念と体系

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 成果指標の設定
4. 計画の体系

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 安心してこどもを生み、子育てできるやさしいまちづくりのために

基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように

基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、いきいきと活躍できるまちづくりのために

基本目標Ⅳ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために

基本目標Ⅴ こどもの権利を保障したこども施策の実施のために

こども・子育て支援事業債活用事業

第5章 計画の推進

1. 各関係機関の役割
2. 推進体制
3. 進捗管理・評価
4. 広報・周知

■意見の提出方法

1 募集期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月23日（金）まで

2 宛て先

むつ市こどもみらい部子育て支援課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、以下のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール kosodateshien@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス 0175-22-5044

(3) 郵送・持参

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市こどもみらい部 子育て支援課

4 閲覧場所

(1) むつ市ホームページ

(2) むつ市本庁舎子育て支援課

(3) 川内庁舎総合課

(4) 大畑庁舎総合課

(5) 脇野沢庁舎総合課

(6) 中央公民館

(7) むつ市立図書館

(8) むつ来さまい館

(9) ミニストップむつ市役所店

- ・ 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後、ご意見に対する考え方とともに、整理した上で速やかに公表します。
- ・ 個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	むつ市こども計画（案）について
住 所	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提出者の区分 (該当する番号に○をつけて ください)	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご意見の内容

* ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他
目的外の使用はしません。

* ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加してください。

【提出先・お問い合わせ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目 8 番 1 号

むつ市こどもみらい部子育て支援課

電 話 0175-22-1111 (内線 2526)

ファックス 0175-22-5044

電子メール kosodateshien@city.mutsu.lg.jp